

令和7年度 マリンバイオテクノロジーを核としたシーズ創出研究業務委託契約書（雛形）

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和7年度 マリンバイオテクノロジーを核としたシーズ創出研究業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（守秘義務）

第3条 乙は、委託業務を処理するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止又は終了した後も同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託期間）

第5条 この委託期間は、契約締結の日から令和8年3月10日までとする。

（申出義務）

第6条 乙は、甲の定める要領の中に不適切な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費の限度額）

第7条 甲は、委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を限度として支払うものとする。

2 前項の消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）並びに地方税法（昭和25年法律第226号）規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

（支払方法）

第8条 乙は、第16条の通知を受領した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が必要であると認めた場合は、乙は委託費の前金払を請求することができる。

（契約の変更）

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が第2条から第4条の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当した場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書等の提出)

第13条 乙は、この契約の締結後10日以内に要領に定める委託業務実施計画書（様式第1号）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は前項の規定により提出した委託業務実施計画書を変更する場合は、委託業務実施変更計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(処理状況の報告等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務実績報告書等の提出)

第15条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（様式第2号）、委託経費実績額報告書（様式第3号）及び要領に定める提出物を提出しなければならない。

(検査)

第16条 甲は、前条の規定により乙から書類の提出を受けたときは、速やかに業務の成果を検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 乙は、第8条の規定に基づき前金払を受けた委託費の額が前項の確定額を超える場合は、その超える金額について、甲の指示に従い返金するものとする。

(契約解除後の委託業務実績報告書の提出)

第17条 甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、契約解除後15日以内に前条の委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第18条 甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

2 甲は、乙が第2条から第4条の規定に違反した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

(知的財産権の範囲)

第19条 委託業務によって得た業務上の成果に係る知的財産権とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当する権利

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

(3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」という。)

(4) 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報及び生物材料のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 この契約書において、発明等とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の実施とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第20条 乙が委託業務を実施することにより発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合は、乙に帰属するものとする。

ただし、甲に属する試験研究機関と乙が共同研究を実施する場合は、当該発明等に係る知的財産権の帰属先及び負担割合を別途協議することとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、任意の書面にて、その旨を甲に報告する。
 - (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
 - (3) 甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾をするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 2 乙が前項の書面を提出したにもかかわらず同項各号のいずれかの規定に違反し、かつ、違反したことについて正当な理由がないと甲が認める場合、乙は、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(取得物品の帰属)

第21条 乙が委託業務の実施を目的として取得した物品（仕様書に基づき開発された物件を除く。）のうち、性質又は形状を変えずに原型のまま比較的長期間（概ね1年）にわたって反復使用に耐えるものであって、かつ取得価格が10万円以上のもの（以下「取得物品」という。）の所有権は、委託業務の終了（契約の解除による終了を含む。以下同じ。）後、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務の終了後、速やかに取得物品を甲に引き渡さなければならない。ただし、次項の規定により甲が乙に取得物品を貸し付ける場合は、この限りではない。
- 3 甲は、取得物品を乙が「マリンバイオテクノロジーを核としたシーズ創出研究業務」に基づく取組に使用する場合は、当該取得物品を乙に無償で貸し付けることができる。
- 4 乙は、取得物品について、台帳を作成の上、その占有期間中は善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 5 乙は、委託業務実績報告書を甲に提出する際、前項の台帳の写しを添付するものとする。
- 6 乙は、甲の職員又は、甲の指定する者による取得物品の検査の申し出があった場合は、これに応じるものとする。
- 7 乙が取得物品を亡失又はき損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(合意管轄)

第22条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(留意事項)

第23条 委託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項で規定されている合理的配慮について留意すること。

(定めのない事項の処理)

第24条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年〇月〇日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 〇〇 〇〇

(乙)

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に記載する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第8条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記載された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私人物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理

しなければならない。

- (1) 個人情報、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記 令和7年度 マリンバイオテクノロジーを核としたシーズ創出研究業務委託要領

静岡県を甲とし、〇〇〇を乙として締結した、令和7年度 マリンバイオテクノロジーを核としたシーズ創出研究業務委託契約については、当該契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

なお、委託業務の内容に変更があったときは、両者別途協議の上、決定する。

1 実施内容（令和7年度）

(1) 事業テーマ

--

(2) 実施内容

--

(3) 成果目標

--

2 実施者

(1) 受託者

受託法人名	
役割分担内容	

(2) 業務責任者・経理担当者

業務責任者氏名	
所属・職名	
経理担当者氏名	
所属・職名	

(3) 協力者

協力法人名	
役割分担内容	
協力法人名	
役割分担内容	

3 実施場所

主たる事業実施場所 (組織名・所在地)	
------------------------	--

4 成果物の提出

(1) 提出物

- 委託業務実績報告書（様式第2号） 1部
- 委託経費実績額報告書（様式第3号） 1部
- 上記に関する電子媒体（CD-R等） 1部

(2) 提出期限 令和8年3月10日（火）17時

(3) 提出場所 静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課

5 報告会

県から成果発表会への参加を求められた場合には参加するものとし、そのための資料の準備を行うものとする。

6 その他

乙は、この業務の遂行にあたり、契約書及びこの要領を遵守するとともに、適正な人員を配置し、効率的に行うものとする。

様式第1号

委託業務実施（変更）計画書

- 1 委託業務名 マリンバイオテクノロジーを核としたシーズ創出研究業務
(事業テーマ：)
- 2 業務期間 令和7年 月 日から令和 年 月 日
- 3 業務計画 別紙のとおり
- 4 その他特記事項

上記のとおり計画します。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所 在 地
名 称
代 表 者

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

業務計画

1 業務内容

(1) 事業テーマ

--

(2) 業務概要

--

(3) 実施計画内容及び成果目標

	項 目	実施計画内容	成果目標
1			
2			
3			
4			
5			

(4) スケジュール

	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1													
2													
3													
4													
5													

2 実施者

(1) 受託者

受託法人名	
役割分担内容	

(2) 業務責任者・経理担当者

業務責任者氏名	
所属・職名	
経理担当者氏名	
所属・職名	

(3) 協力者

協力法人名	
役割分担内容	
協力法人名	
役割分担内容	

3 実施場所

主たる事業実施場所 (組織名・所在地)	
------------------------	--

4 参考(ビジネス展開の計画及び工程)

実施項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度

委託業務実績報告書

- 1 委託業務名 マリンバイオテクノロジーを核としたシーズ創出研究業務
(事業テーマ：)
- 2 業務期間 令和7年 月 日から令和 年 月 日
- 3 業務完了年月日 令和 年 月 日
- 4 その他特記事項 成果については、別紙のとおり

上記のとおり完了したので報告します。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名称
代表者

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

1 業務実績

(1) 事業テーマ

--

(2) 実績内容

--

(3) 成果 ※成果概要図を、MS-PowerPoint スライド1枚で作成

--

(4) 成果目標に対する実績内容の自己評価

	項 目	成果目標	自己評価
1			
2			
3			
4			
5			

2 実施者

(1) 受託者

受託法人名	
役割分担内容	

(2) 業務責任者・経理担当者

業務責任者氏名	
所属・職名	
経理担当者氏名	
所属・職名	

(3) 協力者

協力法人名	
役割分担内容	
協力法人名	
役割分担内容	

3 実施場所

主たる事業実施場所 (組織名・所在地)	
------------------------	--

(参考)

(1) 自己資金等を活用し、関連した取組を実施した内容 (2) 今後のビジネス展開の計画及び工程 (3) ビジネス展開した際の期待される経済的な効果
--

委託経費実績額報告書

- 1 委託業務名 マリンバイオテクノロジーを核としたシーズ創出研究業務
(事業テーマ：)
- 2 業務期間 令和7年 月 日から令和 年 月 日
- 3 業務完了年月日 令和 年 月 日
- 4 その他特記事項 内訳については、別紙のとおり

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地
署名
代表者

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

委託経費実績額内訳書

費目		金額 (円)	左の積算
直接経費	事業費	原材料費	
		賃借料	
		備品購入費	
		外注費	
		諸経費	
	人件費等	人件費	
		謝金等	
		旅費	
間接経費	一般管理費		
再委託費			
消費税及び地方消費税			
計			

(参考)

※委託費とは別に、自己資金等を活用して関連事業を行った場合は、記載してください

区分		金額 (円)	左の積算
支出	委託外経費		
収入	自己資金		
	その他 ()		
計			